財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第７項の規定による財政援助団体等監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第９項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

１　監査対象、監査期間及び実施場所

監　　査　　対　　象	監　査　期　間
⑴　対象団体名　公益財団法人　高岡市民文化振興事業団 所在地　高岡市末広町１番７号 高岡市生涯学習センター３階 設立年月日　平成２年３月31日 設立目的　文化及び芸術の振興を図る活動を通じて、市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与すること。	令和８年６月26日 ～ 令和８年８月25日 実　施　場　所 ⑴　監査委員室 ⑵　事業団　事務室

２　監査を実施した監査委員

廣　嶋　康　雄　　永　原　善　巳　　金　森　一　郎

３　監査の着眼点

監査実施上の着眼点は、次のとおりである。

区分	団体	所管課
補助金等交付団体	ア　事業計画書、予算書及び決算諸表等と提出した交付申請及び実績報告等の符合状況 イ　事業の計画及び交付条件の実施状況 ウ　補助金等に係る収支の会計経理の状況	ア　補助金等の交付目的及び対象事業の内容並びに交付手続きの状況 イ　補助金等の効果及び条件の履行状況 ウ　補助金等交付団体への指導監督の状況
出資団体	ア 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程の整備状況 イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営の状況 ウ 決算諸表等の法令等準拠の状況 エ 会計経理及び財産の管理状況	ア 出資目的、出資金額及び出資金支出手続きの状況 イ 株式又は出資による権利の財産台帳の登録及び決算書類の状況 ウ 出資者としての権利行使及び指導監督の状況
公の施設の指定管理者	ア　関係法令に則った施設管理の状況 イ　協定等に基づく義務の履行の状況 ウ　公の施設の管理に係る収支会計経理及び領収書等の整備、保存の状況	ア　指定管理者の指定の手続きの状況 イ　事業報告の点検状況 ウ　指定管理者に対する適時かつ適切な報告の要請及び調査又は指示の状況

４　監査の主な実施内容

令和７年度（事業団については令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度）に執行された事務事業を対象として、団体及び所管課から提出された関係書類について、事務局において確認のうえ現地調査を行うとともに、監査委員が団体から説明を聴取し、監査を実施した。

５　財政援助の状況

補助金

所管課	名称	金額
文化国際課	(公財)高岡市民文化振興事業団事業補助金	143,469,464円
生涯学習・スポーツ課	高岡市指定管理施設（(公財)高岡市民文化振興事業団）補助金（生涯学習センターホール）	1,805,828円
生涯学習・スポーツ課	高岡市指定管理施設（(公財)高岡市民文化振興事業団）補助金（文化芸能館）	971,000円
生涯学習・スポーツ課	高岡市指定管理施設（(公財)高岡市民文化振興事業団）補助金（文化芸能館）	1,376,006円

出捐金

基本財産（当年度末）	高岡市の出資額	基本財産に対する割合
30,000,000円	30,000,000円	100.0％

６　公の施設の指定管理の概要

施設名	高岡市美術館
所在地	高岡市中川１丁目１番30号
所管課	文化国際課
管理業務委託料	128,025,811円（令和７年度）
指定期間	令和４年４月１日～令和９年３月31日
施設名	高岡市万葉歴史館
所在地	高岡市伏木一宮１丁目11番11号
所管課	文化国際課
管理業務委託料	94,509,871円（令和７年度）
指定期間	令和４年４月１日～令和９年３月31日
施設名	高岡古城公園動物園
所在地	高岡市古城１番６号
所管課	景観みどり課
管理業務委託料	54,998,005円（令和７年度）
指定期間	令和４年４月１日～令和９年３月31日

施　設　名	高岡市生涯学習センター（ホール施設）
所　在　地	高岡市末広町１番７号 ウィング・ウィング高岡内
所　管　課	生涯学習・スポーツ課
管理業務委託料	37,206,419円（令和７年度）
指　定　期　間	令和４年４月１日～令和９年３月31日
施　設　名	高岡市立博物館
所　在　地	高岡市古城１番５号
所　管　課	文化国際課
管理業務委託料	35,466,344円（令和７年度）
指　定　期　間	令和４年４月１日～令和９年３月31日
施　設　名	ミュゼふくおかカメラ館
所　在　地	高岡市福岡町福岡新559番地
所　管　課	文化国際課
管理業務委託料	34,039,698円（令和７年度）
指　定　期　間	令和４年４月１日～令和９年３月31日
施　設　名	高岡市文化芸能館
所　在　地	高岡市江尻1321番地１
所　管　課	生涯学習・スポーツ課
管理業務委託料	10,457,000円（令和７年度）
指　定　期　間	令和４年４月１日～令和９年３月31日

７　監査の結果

公益財団法人高岡市民文化振興事業団の事業は定款に則り実施されており、また経理事務の処理は財務会計規程等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。